

平成 30 年 4 月 1 日  
水 道 局

## 積算基準を臨時改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。  
積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定して  
います。

このたび、下記の積算基準を臨時改定し、平成 30 年 4 月 1 日から適用しま  
した。

- 1 配水管工事積算基準（開削編）
- 2 配水管工事積算基準（小管編）
- 3 水道用機械・電気設備工事積算基準

1 から 3 までの積算基準は、次の場所で閲覧できます。

○都庁第一本庁舎 3 階 都民情報ルーム

### 【問合せ先】

1～2について

水道局建設部技術管理課（技術管理担当）

直通 (03) 5320-6352

3について

水道局建設部技術管理課（設備技術管理担当）

直通 (03) 5320-6356